

## 【海事局】

### 1. 外航海運における船員政策について

- (1) 日本人船員・日本籍船を計画的に増加させるため、日本船舶及び船員の確保に関する基本方針に基づくトン数標準税制の導入など日本人船員の採用拡大に向けた外航海運事業者への計画的な対策が図られている。フォローアップ会議等の開催により、認定事業者をはじめ、外航海運事業者への船員の積極的な採用に向けた指導監督を積極的に行われたい。

#### 【回答】（担当課：海事局船員政策課）

外航日本人船員の確保については、重々その重要性を認識しています。安定的な海上輸送の確保を図るため「日本船舶船員の確保に関する基本方針」に基づき、計画の認定を受けた事業者に対する、日本人船員の計画的な増加が図られています。国交省としては、認定事業者の計画は着実に実施しているかを、報告・聴取等により把握しつつ、認定制度の適切な実施が確保されるよう、今後も指導していきます。また、外航日本人船員海事者確保育成スキーム、外航日本人船員になろうとしている若者について、一定の実務的な教育訓練を行い、認定事業者以外の日本人船員の採用も積極的に推進しています。このスキームについては、平成 26 年度から関係の皆様との協力を得て、一部見直しを行い実施しています。

外航日本人船員の採用の拡大、そのフォローアップについては、関係の皆様と今、そのあり方についてご相談させていただいています。引き続き関係者と相談しながら検討をしたいと考えます

- (2) ソマリア海賊による海賊事件への対応については、関係省庁、関係国、国際機関との緊密な連携によって、ソマリア支援、ソマリア周辺国の法執行能力の向上等を含む海賊対策を推進し、当海域における船員と船舶運航の安全確保に万全を期していくこととされている。

しかしながら、現在も海賊略奪行為は継続しており、さらなる取り組みを早急に進められたい。さらには、平成 25 年 11 月 13 日に成立した「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」に基づく武装ガードの乗船にあたっては、乗組員の安全確保と船長をはじめ乗組員に責任が及ばないよう対処されたい。

#### 【回答】（担当課：海事局外航課）

国土交通省としては、日本籍船の安全確保、特に海賊対策については非常に重要な政策課題だと認識しています。今後も、海賊対処法に基づく護衛活動、沿岸国の海上保安能力の向上支援をはじめ、関係省庁・国際社会とも連携し、ソマリア周辺海域における船員と船舶運航の安全確保に全力を尽くしたいと思っております。

平成 25 年 11 月に成立した船舶警備特措法では、海賊事案が発生した場合、船長は求めに応じて警備員に小銃を引き渡し、海賊が乗船した後は総員を避難区域（シッターデル）に避難させ、安全を確保することになります。小銃等の引き渡しを受けた警備員は、自らの判断で小銃を使用することになります。ですから、船員をはじめとする乗組員は、警備員が行う個々の射撃に直接的に関与しませんので、射撃について責任を追及されることは想定されていません。

## 2. 内航・旅客船における海運・船員政策について

(1) 平成 25 年 11 月 27 日、交通政策基本法が成立し、今後は、交通政策基本計画の策定が行われる。同法に掲げるモーダルシフトを促進するとともに、安定的な国内海上輸送を確保するため、船員計画雇用促進等事業、燃油価格の適正化・安定化対策及び船員に係る緊急雇用対策の継続・拡充を図りたい。

### 【回答】（担当課：海事局内航課）

国内海運事業者は中小の事業者が多く、運賃交渉力が弱いとされる部分があります。昨今の急激な円安に伴う燃料価格が高騰することから、国内海運にかかる燃料費の運賃転嫁に向けた規制取引水準取引推進の必要性について、荷主企業の理解を得ることが不可欠であると考えています。

国土交通省・経済産業省から、日本経済団体連合会等に対し、トラック運送業や国内海運業における燃料サーチャージの導入促進など、適正取引の推進に向けた協力要請を行い、地方運輸局・経済産業省からも地方経済団体等に対する要請を行いました。

また、船舶の省エネルギーに資するスーパーエコシップの推進を行う船舶共有検討制度をはじめ、エネルギー使用合理化事業者支援金などの活動や各種税制面での取り組み推進を通じて、船舶の省エネ化に取り組む国内海運事業者を引き続き支援したいと考えています。

### 【回答】（担当課：海事局船員政策課）

内航海運等における船員雇用促進対策として、国交省で今「船員計画雇用促進等事業」を展開しています。これは、若年船員を計画的に雇用する事業者に対し、その試行期間、トライアル的な雇用について、一定程度の助成金を支給。あるいは、その間の資格取得のための技能訓練費の助成といったものを行う事業です。

現在、180 の事業者がこの認定を受けています。26 年度においても、約 1 億 1200 万円の子算を確保。引き続き、計画雇用促進等事業を展開し、若年船員の雇用確保に努めます。一方、離職船員対策として、技能訓練費の助成等の事業について引き続き行います。

- (2) カボタージュ規制の緩和及び内航船への外国人労働力導入については、日本経済及び国民生活の安定を脅かす恐れがある事から、引き続きカボタージュ規制緩和には、断固これを阻止されたい。

**【回答】（担当課：海事局外航課）**

カボタージュ規制の緩和については、主要海運国においても自国海運業・自国船員の維持、国内安定輸送の確保等の観点から、自国内の貨物または旅客の輸送は原則として自国籍船に限ることが、国際的な慣行となっています。カボタージュ制度は、我が国の内航海運の存立基盤であると同時に、生活物資の安定輸送、自国船員の雇用、国の安全保障との観点からも重要だと考えています。したがって今後とも堅持する考えです。

**【回答】（担当課：海事局船員政策課）**

従来から内航船への外国人船員の受け入れの問題については、雇用に与える影響等を踏まえ、これを受け入れないという政策をとってきています。この方針については、今後も継続していく考えです。

- (3) 地域公共交通確保維持改善事業の推進により、自治体による代替船建造への支援が行われている地域もあるが、一方では運賃の割引などにより経営を圧迫している実態がある。公共交通機関として欠くことのできない離島航路事業において、そこで従事する船員・従業員の生活も守られるべきである。事業者に対する十分な補助を行うとともに、公正競争の確保など、離島航路維持に効果のある対策を適正に講じられたい。

**【回答】（担当課：海事局内航課）**

離島航路は、海に囲まれた離島に暮らす住民にとって必要不可欠な交通手段です。しかし、人口減少・高齢化等による輸送人員の減少により、補助対象航路においては欠損が増大する傾向にあり、厳しい経営状況になります。

このような状況を踏まえ、離島の住民の生活に必要な交通を確保し、島民生活の利便性の向上を図るため、地域公共交通確保維持改善事業により、離島航路に対する支援を行うとともに、島民に向け運賃の割引や船舶の代替援助・補助を実施しています。

海事局としては引き続き、これらの施策により離島航路の確保・維持を図りたいと考えています。

- (4) 新たな高速道路料金に関する基本方針においては、フェリー・旅客船に対する一定の配慮はうかがえるものの、大口多頻度割は拡大、架橋通行料金は大幅値下げとなった。また、国が推し進めてきた道路偏重政策の影響を受けているフェリー・旅客船に

対し、公正競争条件担保の観点から、適切な代償的支援措置を講じられたい。

**【回答】（担当課：海事局内航課）**

平成 25 年 12 月 20 日発表の新たな高速道路料金に関する基本方針を踏まえ、フェリー・旅客船への影響に考慮し、新たな高速道路料金が設定されたものと受け止めています。

我が国のフェリー・旅客航路は、燃油価格の高止まり、精査が必要なものの高速道路料金の値下げによると見られる影響もあり、厳しい経営状況が続いています。このため、一層の省エネによるコスト縮減等を通じた競争力向上や体質強化が重要です。こうした認識に基づき、国土交通省では予算、税制、鉄道・運輸機構を活用した船舶共有建造制度を通じ、事業者に対する支援を行っています。

このほか、地方運輸局等においては、事業者・地方自治体等の関係者に関係者による協議会を設置し、航路の持続的な維持方策の検討や、利用促進に向けた取り組みを進めています。

今後もこれらの措置を十分に活用し、事業者の自助努力を前提とした上で、フェリー等の競争力向上・体質強化に向けた取り組みを進めたいと考えています。

### 3. 海上デジタルディバイドの解消について

船員は地域社会や家族から遠く離れた海上で労働に従事しており、陸上との通信手段の確保は、安全運航に不可欠な情報の取得のみならず、船員の生活環境の改善や福利厚生向上による後継者の確保・育成の面でも極めて重要である。

インターネットなど公衆回線を利用した安価な通信体制や通信速度の増大といったインフラの整備、日本沿岸航行時の携帯電話や地上デジタルテレビ放送の受信における不感地帯の解消など、船陸間通信を充実させる取り組みを早急に講じられたい。

**【回答】（担当課：海事局船員政策課）**

海上デジタル・ディバイドの改善の問題については、船員の労働環境・船内生活環境の向上という面から、特に昨今の社会的な状況から見れば、若年船員の確保という観点からも有効だと認識しています。しかし、外洋において携帯電話やインターネットを利用するためには、高額な初期費用が必要であり、利用料金の問題等の課題があると思います。

デジタル・ディバイドの解消については、通信・放送行政を所管する総務省に海員組合も要望がされていると承知しています。国交省としても、デジタル・ディバイドの正確な実態把握、まずは課題の洗い出しも含め関係者と連携し、この問題の対応に協力したいと考えています。

#### 4. 国際条約への対応について

ILO第185号「1958年の船員の身分証明書条約を改正する条約、漁業労働条約（188号条約）及びILO第137号「港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約」の早期批准を実現するとともに、アジア太平洋諸国の批准促進に向けた主導性発揮ならびに国内法制化と、その検証についても併せて取り組まれない。

**【回答】（担当課：海事局船員政策課）**

初めにILO180号条約、これは船員の身分証明書条約を開設する条約です。この条約については、船員の出入国を容易にするための条項が盛り込まれています。本条約と、我が国の入国管理政策との整合性の観点から課題があり、引き続き検討する必要があると考えています。

またILO188号条約、2007年の漁業労働条約についてです。これに関しては、引き続き批准動向と今後の状況を見守りながら、水産庁をはじめとした関係機関と連携を図り対応する所存です。漁業労働条約については、今、水産庁を含め検討会を行っている状況です。

#### 5. 船員関係法令の遵守について

船員法、船舶職員法及び船員職業安定法等の船員関係法令を遵守させるため、実効ある監査体制を確保し、強力な指導監督を図られたい。

**【回答】（担当課：海事局安全政策課）**

運行労務管理官においては、船員法・船舶職員法・船員職業安定法等の関係法令に基づき、船員の労務関係・職務関係・船員派遣関係・運行管理の関係・運輸安全マネジメント関係に、監督・立ち入り検査・指導業務を行っています。

また事故等が発生した場合、行政処分・再発防止対策を実施しています。

このように、運行管理労務官が行う業務は、我が国の周辺海域において船舶の安全運航の維持を図るため、非常に重要かつ不可欠なものだと考えます。今後も、船員関係法令の適正な実施を確保するため、現場の執行体制の強化に努めたいと考えています。

#### 6. 港湾の安全対策について

政府は、「選択と集中」の考えのもと、国際コンテナ戦略港湾・国際バルク戦略港湾を選定し、国際競争の名のもとに規制緩和を推し進めてきた。しかし、規制緩和の拡大や港湾コスト削減策により水先人が乗船せず、ルールを守らない外国船舶に起因する事故が後を絶たないことから、強制水先区の拡大やトン数規制強化など、港の安全確保と秩序維持に向けた施策を講じられたい。

**【回答】（担当課：海事局海技課）**

港の安全確保と秩序維持についてです。

水先案内人は港の安全確保に重要な役割を果たしています。今後も、水先案内人による港の安全確保を引き続き取り組みたいと考えています。